

## 大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の全面解決を求める意見書

10月9日、最高裁判所は、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟（1陣・2陣）において、国の規制権限不行使の責任を認める判断を下した。さらに10月27日、塩崎厚生労働大臣は原告団に直接謝罪し、早期の和解解決の意向を表明した。

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟は、平成23年（2011年）8月、1陣訴訟の大阪高裁判決が、「労働者のいのちや健康よりも石綿の工業的有用性や産業社会の発展が優先する」、厳格な規制は「産業社会の発展を著しく阻害し、労働者の職場自体を奪うことになりかねない」など、著しく常識に反する判断を下した。しかし、今回の最高裁判決はこれを明確に否定した。

泉南地域は戦前、軍需のために、戦後は産業発展のために石綿紡織品の生産を一手に担ってきた。ところが、その陰で、早くから石綿肺や肺がんなど深刻な石綿被害が工場内外で発生した。泉南アスベスト被害は、わが国の経済成長を下支えする中で発生した石綿被害である。

平成18年（2006年）5月の提訴以来、提訴時に生存していた原告のうちすでに14名が亡くなった。病状の悪化と高齢化の中で、原告らの「命あるうちに解決を」の願いは切実である。国には、最高裁判決に示された加害者としての責任を重く受け止め、ただちに、全面解決に向けて、すべての泉南被害者の救済と二度と被害が発生しないよう必要な対策を行うことが求められている。

よって、本市議会は、国に対し、下記のことを強く要望する。

### 記

1 泉南地域には、最高裁判決基準によって救済が行われるべき未提訴の被害者が一定数存在する。こうした被害者を一人残さず早期に救済す

るために、国が中心となり、行政の責任で調査ならびに広報活動など被害者掘り起こしに取り組むこと。

2 旧石綿工場に残存するアスベストの調査を行い、その除去は国の責任で行うこと。

3 訴訟においては救済されなかった原告らについても、政治による救済を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

大阪府阪南市議会